

20～23 そ の 他

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

(1) 不服審査

この統計表は、令和6年度内における国税通則法及び行政不服審査法（行政機関の保有する情報の公開に関する法律に関するものを除く。）による不服申立ての事績を①再調査の請求（改正前：異議申立て）と②審査請求とに分けて掲げたものである。

なお、平成28年4月1日から国税不服申立制度が改正されており、主な改正点は、次のとおりである（改正後の制度は、平成28年4月1日以後に行われる処分に係る不服申立てから適用される。）。

① 不服申立前置の見直し

税務署長等が行った処分に不服がある場合には、納税者の選択により、税務署長等に対する「再調査の請求（改正前：異議申立て）」を行わずに、直接、国税不服審判所長に対する「審査請求」を行うことができるようになった。

② 「異議申立て」から「再調査の請求」への名称変更

税務署長等に対する「異議申立て」が「再調査の請求」へ名称変更された。

「再調査の請求」は改正前の「異議申立て」と基本的な仕組みは変わっていない。

(2) 訴訟事件

この統計表は、令和6年度内における賦課又は徴収関係（徴収及び滞納処分）に関連して国、国税局長又は税務署長を当事者又は参加人とする訴訟の事績について①国側被告事件（賦課若しくは徴収関係）と②国側原告事件（徴収関係）に区分して掲げたものである。

なお、原告、被告の区分はすべて当該事件の第1審における原告、被告の区分によるものである。

(3) 直接国税犯則事件（査察事件）

この統計表は、令和6年度内における国税通則法に基づく直接国税に係る犯則事件に対する処分の状況について掲げたものである。

(4) 間接国税犯則事件

この統計表は、令和6年度内の国税通則法に基づく間接国税に係る犯則事件に関する事績を、①検挙及び処理の状況②通告処分及び履行の状況③酒税の違反行為別検挙の状況④酒税以外の間接税の違反行為別検挙の状況に区分して掲げたものである。

2 用語の説明